



国際ロータリー第2520地区 Rotary International District 2520

クラブ創立 1968年2月12日

2019～20年度

国際ロータリーテーマ



ロータリーは

世界をつなぐ

ROTARY CONNECTS THE WORLD

大河原ロータリークラブ会報

例会日：毎週木曜日 12時30分 会長：藤江裕佳里 広報・ICO 2019-20年度 RI 会長
 例会場：和洋亭 ぶざん 副会長：甘糟 仁 委員長：佐藤能文 マーク・ダニエル・マローニー
 柴田郡大河原町字新南25-18 幹事：佐々木由美子 副委員長：岡崎 隆 2019-20年度 ガバナー
 TEL 0224-51-1113 副幹事：武者 昌洋 委員：庄司 大 鈴木 賢 NO.1
 事務所：〒989-1245 大河原町字新南25-18 TEL0224-86-5901 FAX0224-86-5905 info@rotary-ogawara.com

2019年12月19日(木)第2534回 例会

会長あいさつ

会長 藤江 裕佳里

20年度 国際ロータリーのテーマ



こんにちは。本日は大河原町役場総務課木村淳一課長をお迎えし皆様と
 元気に例会を共にすることが出来ることを嬉しく思います。

師走の半ばを過ぎてお忙しい日々をお過ごしと思いますが、今日はガバナー
 事務所から私も参加させていただいたRLI訳してロータリーリーダーシップ 研究会
 のことについて参加者に報告の機会を与えてほしいとのメールが届きました
 ので私も参加者の一人としお話しして、また今年度参加の佐々木幹事、
 佐藤能文会員、武者昌洋会員からも後程3分位お話し頂きたいと思います。

聞くところによると今回で5年目、以前武藤会員、佐藤能文会員が参加され
 ていて今年も開催案内が届き幹事がお伝えしましたが、参加希望者もなく佐々木幹事と二人10月5日のパートI
 に参加しました。その後11月9日土曜日のパートII、12月15日、日曜日のパートIIIまで参加してそれぞれの
 の修了証と三パート修了のバッジまで頂きました。

この研究会の目的は参加することによって、会員一人一人が、ロータリーの組織や活動に関して、正しく深い
 知識を持ち、高い指導力のあるロータリアンとして成長し、充実したクラブ活動を推進することにあるとされて
 いますが、従来の「講演方式」ではなく、参加者が5-6名くらいのグループに分かれ、与えられた各パート・
 セッション毎に、ガバナー補佐が務めるファシリテーター（司会）を中心に、参加者全員が自分の言葉で表現しあい、考えを
 を深める研究会でした。

意見に優劣をつけるのではなく、互いの考えを深めていく議論を目指していくという趣旨で進められ「良い
 意見交換が出来た」と実感できれば会合が成功したと考える研究会でした。

入会して3か月という会員もいました、来年も継続して7月から8月にかけて開催される予定です。ロータリーへの
 理解を深め、充実したロータリアンとしての活動を送るうえでもとても良い研究会ですので皆様の参加をお勧め
 して今日の会長挨拶といたします。

スマイルBOXの報告 6名 9,000円

岡崎隆・藤江裕佳里・甘糟仁・小田部晃二郎・武者昌洋・高橋尚敏

ポリアBOXの報告 5名 19,000円

藤江裕佳里・佐藤能文・高橋尚敏・立石博政・吉田茂

出席の報告 津田 政行 委員長 会員数名 22名の出席 62.85%

ぶざんス⁺シャル弁当刺身・煮物
ヒレカツ等々

「シェアド・リーダーシップ」それぞれの力を合わせて

【美味かった!!】 大河原ロータリークラブ 藤江 裕佳里 会長

「大河原町の総務・ 防災行政について」

～ 台風19号における町内の被災状況 ～

大河原町総務課 木村 淳一 課長



令和元年12月19日大河原ロータリークラブ別会資料

台風19号被害状況・対応報告書 (11月29日17時現在)

大河原町総務課様

1. 気象状況

- ①24時間降水量 31.7mm (観測所 大河原 12日午前4時～13日午前4時)
②白石川水位 最高水位 13日1:10 17.37m (はん瀬滝水位17.50m)

2. 被害状況

- ①人的被害 報告なし
②家屋等の被害
り災・被災証明申請件数 り災証明額 306件 内訳: 床下157件・床上134件・その他15件
被災証明額 418件 (うち車庫 299件)
発行件数 り災証明額 299件 (発行率 97.7%)
内訳: 一部損壊 (10%未満) 198件 ・一部損壊 (準半壊) 85件
・半壊 10件 ・大規模半壊 4件 ・全壊 2件
被災証明額 418件 (発行率 100%)

③公共施設等被害 (被害額については概算)

法田水路等 44箇所 (地域整備課)	被害額 87,480千円
水路 63箇所 (農政課)	被害額 178,000千円
稲葉川 17箇所 (地域整備課)	被害額 31,120千円
道路 25箇所 (農政課)	被害額 34,050千円
指水橋 3箇所 (農政課)	被害額 9,900千円
ため池 1箇所 (農政課)	被害額 11,000千円
ネットフェンス 3箇所 (農政課)	被害額 3,300千円
稲わら堆積量 12,640㎡ (農政課)	被害額 63,200千円
公園 3箇所 (地域整備課)	被害額 6,800千円
町営住宅 1箇所 (地域整備課)	被害額 200千円
計	424,850千円

④農業被害 (被害額については概算)

農地 32箇所	被害額 33,880千円
水稲	被害額 210千円
大豆	被害額 30,090千円
ビニールハウス	被害額 2,200千円
計	66,380千円

⑤商工業被害 (被害額については概算)

商業 51社 (被害額不明 14社含)	被害額 72,260千円
工業 20社 (被害額不明 6社含)	被害額 313,800千円
計	386,060千円

⑥ ③～⑤の合計 877,290千円

3. り災ごみについて

①り災ごみの処理状況について

- ア) 1次仮置き場 東桜公園 11/10 搬出完了
神田前児童遊園 11/7 搬出完了
東青川公園 11/16 搬出完了
新古川公園 11/23 搬出完了
稲葉交流センター前広場 11/16 搬出完了
※ 1次仮置き場はガラス片等の除去が完了するまでの間、閉鎖。
※ 2次仮置き場は東前グラウンドに設置。
イ) り災ごみの量 (数字は推計値)
災害廃棄物 1,260t、稲わら 12,640㎡
※ 災害廃棄物の内可燃物等 778t、不燃物等 473tを仙南クリーンセンター、仙南リサイクルセンターで処理する場合、処理完了 (稲わら除く) まで1年程度を要する。

4. 避難について

①避難所 8箇所 避難場所 1箇所 13日9時50分開鎖

保健センター	106名	大河原中学校	352名
駅前ビルオーガ	303名	東前屋内運動場	20名
大河原南小学校	371名	金ヶ瀬公民館	68名
金ヶ瀬小学校	78名	大河原小学校	151名
小山田生活センター	6名	合計	1,443名

5. 自主防災組織 (行政区) の対応について

- ①主な対応 ・高齢者の安否確認 ・避難の呼びかけ ・自主避難場所の開設 ・パトロール
・被害状況の確認 ・消毒 ・り災ごみの片付け

6. 被災者支援について

- ①住宅の応急修理制度 (地域整備課)
・対象 り災証明書により「大規模半壊」「半壊」または「一部損壊 (準半壊)」と判定を受けた町内の住宅で、そのままだでは住むことができない状態にあり、修理を行うことで避難所などへ避難を要しなくなる世帯。
・応急修理の内容 住宅の居室、台所、便所など、生活に欠くことのできない部屋。

- ・工事費の限度額 「大規模半壊」「半壊」59万5千円 (限度を超えた分は自己負担)
「一部損壊 (準半壊)」30万円 (限度を超えた分は自己負担)
②災害援護資金貸付制度 (福祉課)
・対象者 住宅や家財に大きな被害があった世帯の町民である世帯主。
・貸付限度額 最大350万円 (被害の程度により上限あり、所得制限あり)
③災害見舞金 (福祉課)
・対象者 り災証明書により「全壊」「大規模半壊」「半壊」または「床上浸水」と判定を受けた世帯の世帯主。
・支給額 20,000円
④大河原町社会福祉協議会からの見舞金
・対象者 町の災害見舞金と同じ
・支給額 10,000円
⑤日本赤十字大河原町区分からの見舞金 (福祉課)
・対象者 町の災害見舞金と同じ
・支給額 3,000円
⑥被災者生活再建支援制度 (福祉課)
・対象者 り災証明書により「全壊」「大規模半壊」と判定を受けた世帯。「半壊」の判定を受けやむを得ない理由で住宅を解体した世帯。
・支給額

基礎支援金

被害の程度	支給金額 (単位: 万円)	
	複数世帯	単身世帯
全壊	100	75
大規模半壊	50	37.5
解体 (半壊・大規模半壊・敷地被害解体)	100	75

加算支援金 (住宅の再建方法に応じて支給する支援金)

再建方法	支給金額 (単位: 万円)	
	複数世帯	単身世帯
建設・購入	200	150
補修	100	75
賃貸 (公営住宅を除く)	50	37.5

⑦義援金 (第1次配分) について (福祉課)

- ・対象者 人的被害 死者、行方不明者、重傷者
住家被害 り災証明書により「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊 (準半壊)」または「一部損壊 (10%未満)」「床上浸水」の判定を受けた世帯。

・支給額（11月29日現在配分額 金2,700,000円）

対象被害		第1次配分額（単位：円）
人的被害	死者	120,000
	行方不明者	120,000
	重傷者	60,000
住家被害	全壊	120,000
	半壊（大規模半壊を含む）	60,000
	一部損壊（準半壊）又は床上浸水	12,000
	一部損壊（10%未満）	6,000

⑤応急仮設住宅（民間賃貸住宅）の供与について（福祉課）

- ・対象者 住宅が全壊又は半壊で居住できない方
- ・賃料等 入居時から2年間以内、賃料等が無料（世帯人数により家賃上限額の設定あり）

⑨大河原町民間賃貸住宅家賃補助金（福祉課）

- ・対象者 自己所有住宅又は借家が全壊、大規模半壊又は半壊で居住できない方
災害による被害を理由として借家からの立ち退きをされた方もしくはされる方
- ・賃料等 賃料の一部を補助（自己所有・借家により設定あり）

8. 減免・免除について

- ・項目 ①個人町民税・県民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税（税務課）
②後期高齢者医療制度保険料及び一部負担金、国民健康保険一部負担金免除（健康推進課）
③介護保険料、介護サービス利用料（福祉課）
- ・対象者 被災の状況により。

9. 丸森町への支援について

- ①丸森町健康調査等への協力（健康推進課・福祉課）
11/1（金）～11/5（火）の5日間。延べ13人派遣。
- ②丸森町への歯科衛生士の支援（健康推進課） 11/5（火）参加
- ③丸森町災害派遣について（全課）
11月18日から12月27日まで 1日4名
避難所（丸森町まちづくりセンター）運営支援

4

10. ボランティアの募集・派遣（町内）について

- ・実施団体 大河原町社会福祉協議会
- ・期間：10月15日～31日 登録者26名 派遣世帯17世帯 のべ派遣者115名

11. 災害救助法・激甚災害等について

- ①災害救助法 令和元年10月12日適用（災害救助法施行令第1条第1項第4号適用）
- ②激甚災害 令和元年10月29日閣議決定11月1日公布・施行
- ③被災者生活再建支援法の適用 令和元年10月29日
- ④非常災害の指定 令和元年11月1日公布・施行

12. 資料について 冠水区域図

13. これまでの豪雨との比較（カッコ内：今回台風19号）

①昭和61年8月5日 台風10号崩れの豪雨：通称8・5豪雨

総雨量 298mm程度（317mm）
白石川水位 17.30m（17.37m）：セキ宿ダム完成以前なので比較できず
床上浸水 50戸（134戸） 床下浸水 206戸（157戸）

②平成23年9月19～22日 台風15号の豪雨

総雨量 253mm（317mm）
床上浸水 13戸（134戸） 床下浸水 68戸（157戸）

以上

5

